

## 第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年12月9日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(名)				
推進委員(7名)		14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	13番 徳岡 正裕 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第37号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第38号議案 農用地利用集積計画の決定について 第39号議案 令和2年農業労働賃金等標準額の決定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 農地転用現況確認について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局    会長 議長	<p>ただ今から、令和元年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、15 番尾川推進委員です。よろしくをお願い致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。それではご着席ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めさせて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に日程 2 番。議事録署名委員の指名を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名をすることに皆さんご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 5 番横川力委員、そして 7 番の山下昇委員、両名の方をお願いを致します。そして会議書記には藤井事務局長、並びに谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について	(議長)  事務局	<p>次に日程 3 番程 3 番、報告事項に入ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」、それでは事務局より説明してください。</p> <p>報告事項第 1 号でございます。「水田の畑地変換届」について説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は、2-1 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 別所——、地目 田、面積 946 m<sup>2</sup>。届出人、別所●●。届出日は令</p>

<p>報告事項 第 2 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局 (議長) 事務局</p>	<p>和元年 11 月 5 日。樹園地としての利用を目的としています。盛土造成は行わないと云う事で報告を頂いております。</p> <p>頁をめくって頂きまして、2-1 頁が航空写真による位置図であります。そこに見えます所が東郷川と、それから県道ですね。そこにほど近い所の田んぼでございます。それで、もともと水はけがあまり宜しくないと云う事で、水稻耕作自体がなかなか難しいと云う事がある水田でございます。果樹園利用に切り替えようと云う事での届け出でございました。</p> <p>以上ですね。</p> <p>はい。</p> <p>引き続き「農地転用現況確認について」を報告してください。</p> <p>報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況」について説明します。次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものであります。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 転用者 倉吉市 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——で、地目は畑、面積は 497 m<sup>2</sup>です。転用目的は、資材置場。許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。確認書交付年月日は 11 月 25 日。調査結果は 11 月 1 日工事完了であります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-1 頁が航空写真による位置図であります。長瀬神社の北の所ですね。赤で印をつけている場所であります。</p> <p>(資料は 3-2 頁)</p> <p>番号 2 転用者 倉吉市 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目は畑、面積は 211 m<sup>2</sup>。はわい長瀬——、地目は畑、面積は 211 m<sup>2</sup>。転用目的は建売住宅で、許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。確認書交付年月日は 11 月 29 日。調査結果は平成 30 年 9 月 20 日基礎工事完了であります。</p> <p>頁をめくって頂き、3-2 頁が航空写真による位置図であります。左下に見えます建物が羽合西コミュニティー。昔の羽合西小学校の跡地になります。それにほど近い所と云う事でございます。</p> <p>(資料は 3-3 頁)</p> <p>番号 3 転用者は先ほどと同じく、倉吉市 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——と、はわい長瀬——と、はわい長瀬——。地目はそれぞれ田、面積は合計 777 m<sup>2</sup>であります。転用目</p>
--------------------------------------	------------------------------------	--



		<p>小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は、周辺農地に影響なしで、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内。公共投資はありません。</p> <p>事業内容はクヌギを 100 本程度植栽するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 4-1 が航空写真による位置図。下の方になりますけども、赤で印をつけている所であります。また、頁をめくって頂き 4-2 が公図であります。</p> <p>それから現地写真につきましては、別添の資料 1、1 枚ものではありませんけれども、そちらの方に現地の写真を用意しております。赤線で囲っている所が申請地でございます。</p> <p>なお、植林にあたっては境界から 5m 以上控えて植栽をするものであり、土地造成等の形状変更はしないため周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>また、念のためですけども、植栽に当たっては 5m 程度以上を控えてやると云う事で事業計画の方にも盛り込んでありましたし、併せて事務局から重ねて「控えて植林をすること」の指導も致して居る次第であります。</p> <p>以上であります。</p> <p>議長 土井委員</p> <p>はい。事務局よりの説明を以上で終わります。それでは、この案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。現地確認として報告頂く訳ですが、土井繁美委員の方から、この案件の現地確認報告をお願い致します。それではお願い致します。</p> <p>座って失礼します。本日午後 1 時 45 分より、会長・職務代理・横川委員・山田推進委員・事務局 2 名・私の計 7 人で現地に行きまして参りました。</p> <p>本冊の 4-1・4-2 と航空写真・図面はあるんですが、実際行ってみたら資料 1 に。よく見れば分かりますが、3 枚に、段々でなっています。また、道路も軽トラックしか行かない所で。資料 1 の左上の方の他の隣地などは原野化しつつあります。よって、荒れるよりはクヌギ林にして管理してもらった方が良くはないかなと、許可する方向でお願いします。以上です。</p> <p>議長</p> <p>はい。ご苦労様です。以上で事務局よりの説明、並びに現地確認報告を終わります。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
--	--	---

<p>議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>質疑はございますか。それでは質疑は無い様でございますので質疑を終結致します。そして採決を行います。議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定を致します。</p> <p>続きまして。次に議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この議案につきましては議事参与の制限がございます。中村委員と北野推進委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により退席をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>(中村委員・北野推進委員 退席)</p> <p>それでは中村委員と北野推進委員が退席を致しましたので、この 2 名に関わる整理番号 31、それから 71 の案件を先に分割審議をしたいと云う風に思っております。</p> <p>それでは事務局より「農用地利用集積計画の決定」についての概要説明をお願い致します。</p> <p>議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定」について説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和元年 12 月 16 日であります。</p> <p>(資料は、5-1 頁から 5-12 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、5-1 が利用集積計画の総括表であります。関係戸数は借り人 47、貸し人 98 で、利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 5 件で 7,930 ㎡。3 年以上 6 年未満が 72 件で 121,889 ㎡。6 年以上 10 年未満が 14 件で 32,800 ㎡。10 年以上が 10 件で 48,438 ㎡であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 163,705 ㎡。転作田として利用が 13,760 ㎡、樹園地として利用が 24,218 ㎡。普通畑として利用が 9,374 ㎡でございます。利用権設定面積率は 1.636%でございます。</p> <p>それで、次の頁 5-2 から 5-12 頁までが各筆明細でございますけれども。整理番号 31 と、それから 71 が、これからご審議を頂くところになります。31 が 5-6 ですね。それから 71 が 5-9 ですね。取り敢えず、「農用地利用集積計画」全体と致しましては、農業経営基盤強化促進法第 18</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>それでは、整理番号31番と71番について、この2つについて審議を致します。それではお尋ねがありましたら、皆さんの方で発言してください。ございませんか。</p> <p>ちょっと、聞いてみたい。</p> <p>はいどうぞ。河井推進委員。</p> <p>この31の件だけれども。他のを見ると無償になっているんですけど、水田でね。本人同士の話だから。今もお金を払ってるのは、了解だろうけど。分かれば教えてください。</p> <p>じゃあ事務局、分かればそのあたりを説明してください。</p> <p>詳しいことは、こちらはわかりません。ただ、村うちの貸し借りで、これまでの経過があつてのことだと思います。それ以上の事は、すみません分かりません。</p> <p>と云う事だそうです。</p> <p>はいはい。</p> <p>それでは、その他にご質問はございますか。それでは無い様でございますので、質問は終結致します。</p> <p>お諮りをします。整理番号31番71番について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。よって整理番号31番71番は、原案のとおり決定を致します。それでは兩名に入って頂きます。</p> <p>(中村委員・北野推進委員 着席)</p> <p>はい。それでは兩名の方が着席をされましたので、審議を続行致します。</p> <p>ちょっと補足をさせていただきます。</p> <p>補足ですね、はいどうぞ。</p> <p>各筆明細につきまして、ちょっとだけ補足をさせていただきます。</p> <p>存続期間が10年に設定してあります親子間の貸借につきましては、農業者年金の経営移譲に伴う後継者への貸付でございます。農業者年金がらみと云う事でご認識を頂きたいと思っております。また、ほとんどの契約が、期限が到達したことに伴います更新の契約でございますので、欄外に</p>
--	--	--

<p>議案第 39 号 令和 2 年農業労働賃金等標準額の決定について</p>	<p>議長</p>	<p>書いております「新・更新の別」の所を参考でご覧頂けたらと思います。以上であります。</p>
	<p>清水委員</p>	<p>今、事務局からございました 10 年と云う期間のものにつきましては、年金絡みがあると云う風な事で。そのあたりはご了解頂きたいと思えます。それでは各筆明細、31 番それから 71 番を除いた案件について、質疑はございますか。お尋ねはございますか。</p>
	<p>議長</p>	<p>はいどうぞ、清水委員どうぞ発言してください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>ちょっと良く分からないので詳しく説明してほしいですけど。6 番ですが、親子、やっぱりこう云うときは年金を貰うために耕作者を変更するものなんですか。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは年金絡みのもの。10 年更新。説明してください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。整理番号 6 番の、この案件は、ご質問のありましたとおり農業者年金の関係でございます。もともと農業者年金、経営移譲年金として申請するために、経営移譲と云う事でお父さん名義の土地を息子さんが、後継者さんが借りてやると云う事にしてあって。その契約をまた更新されると云う事なんですけれども。別段それで後継者の方が、所有権移転を受けて、つまりは土地の名義を自分のものにと云う事で変更されても、それは全く差支えは無いですけれども。後はご家族の判断と云う事になります。</p>
	<p>清水委員</p>	<p>良く分かりました。ありがとうございます。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。その他ございますか。無いですか。無い様でございますので、これで質疑を終わります。それでは採決を行います。議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p>
<p>(議長)</p>	<p>《全員挙手》</p>	
<p>事務局</p>	<p>はい。全員であります。よって議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に議案第 39 号ですね。「令和 2 年農業労働賃金等標準額の決定」についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。</p>	
<p>事務局</p>	<p>議案第 39 号「令和 2 年農業労働賃金等標準額の決定について」を説明します。次のとおり、令和 2 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、6-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、6-1 頁が令和 2 年の標準額案であります。内容につきましては、湯</p>	

		<p>梨浜営農センターに照会を行い、回答を得た金額を掲載しております。黄色が変更箇所でございます。それで次の6-2頁には前年との比較を載せております。比較表でありますので、ご確認を頂ければと思いますけれども。</p> <p>その中で、「靱運搬」の「フレコン」の所は「袋使用料10aあたり400円」が別で掛かりますよとなっております。昨年までは300円でございます。これが400円になっております。ちょっと書ききれなかったものですから、すみません、そこだけ前年の比較が無いんですけれども。令和元年までは300円ですけれども、令和2年からは400円です。と云う金額に変更となっております。</p> <p>また、参考で付けております「東郷果実部」の「協定賃金表」につきましては、果実部の方にお尋ねをしましたところ「金額に変更はありません。」と云う事で回答を得ましたので、参考としてこの様に添付をさせて頂いております。以上でございます。</p> <p>はい。説明が終わりました。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>水田関係のものにつきましては、もとより水田の協議会の方へ、これは打診をしております。果実組合の方につきましては、これは今事務局が申しました様に、参考資料として載せております。</p> <p>お尋ねはございませんか。</p> <p>じゃあちょっと。</p> <p>どうぞ、発言してください。</p> <p>私にも案内があったけど欠席していたものでね、聞くんですけど。この初めの「一般農作業」。果実部の方は800円だな。そうするとこれは、はっば六十四で6,400円になるのに、何で400円プラスになったのか。果実部の方と云うよりも、その、水田協議会の方から来ただろうけど。どうしてだろうか。</p> <p>はい。事務局の方でお答えが出来る範囲でお願いします。</p> <p>営農センターから回答がございましたのに、資料が付けてあったんですけども。基本的には農作業賃金は、やはり近隣の市町の状況も勘案しながらと云う事で検討された様でございます。それで、北栄・琴浦なり、三朝・倉吉も含めて賃金がどうなっているかと云う事を確認の上、ある</p>
	議長	
	河井推進委員 議長 河井推進委員	
	議長 事務局	

	<p>河井推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 中村委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>程度バランスを取らなければいけないと云う様な考え方から、金額を高く設定しましたと云う事で伺っております。</p> <p>それで分かったんですけどね。こっちが聞きたいのは、参考としてまあ、果実部の方だな。交配とか袋掛けは 800 円になってるのに、同じ様に決まっても良いんじゃないかと思ってみたりもしています。その様な事です。</p> <p>この事についてはですね、じゃあもし、事務局の方が話が出来れば。</p> <p>参考は参考で、それぞれがと云いますか、果実部で「協定賃金」と云うのは、独自に定められておりますので。審議内容については把握しておりません。</p> <p>いや、そうじゃなくて。他の町村じゃなくてね、うちの果実部が。湯梨浜で一つで良いじゃないかと云う訳です。今の話だったら他の地区、倉吉なり北栄町があるからそれに合わせて上げた。今そう云う話だったな。だけでもこの湯梨浜としてね、同じようにした方が良いんじゃないかと思って言ってる位の事です。分かりますか。</p> <p>果実の委員さんは居られますかね。中村委員、何か補足がありましたら。</p> <p>さっきも話があったんですが、果実と水稻関係とは別個に動いておりましてね。その辺の情報が、実は無かったです。それで、今初めて聞きました。聞いてみてあれって云う感じなんですけどね。恐らく来年、今年はこんな格好で処理してますけど。来年は 850 円になる可能性はあるかなと思います。やっぱり、本来は一緒の方が。農作業も一緒の方が。私もそう思います。</p> <p>あの、よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>河井推進委員の仰るのも良く分かります。果実部の方が先に決めてる部分があって、それでこの度の、町としての標準額を定めるにあたって「違ってちゃあ具合が悪いじゃないの。」と云うところですよ。要するに。</p> <p>それで、折り合いをどうつけるかと云う話が、これから皆さんのご審議の中になるんですけども。一つの方法は果実部の協定賃金に合わせると云うのも一つの方法ではあろうかと思えます。取り敢えずバランスを取ろうかと。要望が案として農協の方から上がって来てても、果実部とのバランスを見て金額を揃えるって云う事も一つの方法でしょうし。或いは他町なり近隣の所が労働賃金の方を上げているためにそちらの方に合わせないと、町内で労働力を賄うのに、人は</p>
--	--	---

	<p>議長 山田推進委員 議長 山田推進委員</p> <p>議長</p>	<p>集められるかもしれないけれども、他所から来て貰わないと人が足りないって云う事があった場合は、「湯梨浜が安いから、琴浦・北栄並みじゃなかったら私は仕事しません。」とかと云う風な話が出て来ちゃったら具合が悪いしな、と云う面も考え様によってはあろうかと思しますので。そこらへんは慎重にご審議を頂ければと云う事に思います。</p> <p>はい。このことについては、他にご意見はございますか。</p> <p>ちょっとじゃあ。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ちょっと教えてください、参考までに。これ、色々審議して決めたんですけど。一つには選果場の作業賃金が900円だよな、時給が。それで、それになっちゃったから一般農作業のお金も、袋掛けやら何やかやも900円払っておられるところもあるんです。うちもそうなんですけど。ちょっとこれは不味いなと云う話も出てたので、また変更が多分あるとすれば、来年の話になると思います。</p> <p>はい。じゃあ私の方から少し、一つコメントをさせていただきます。一般作業賃金が6,400円から6,800円になりました。これは時の流れだと云う風に私は捉えております。今の、皆さん既にご存じのとおり、県の最低賃金も今日現在も上がっております。全国数多何処も上がっております。今、最低が790円だと。これは一番底のレベルだと云う風にも思っております。そう云う中でやっぱり農業の地位向上のためにも、やはり800円に据え置くのは、これは如何なものかと云う風な事は当然言えることであるし、周辺の所も既に850円になっております。これがあろうがなかろうが850円にすべきであろうと云う風には、私は思っております。個人的には。</p> <p>ただ、今、河井推進委員の方からご指摘の「それじゃあ果実摘果、そして袋掛けは800円じゃないか。この差はどうなんだ。」と云う風な事なんですけども。いわゆる東郷果実組合の協定賃金表はですね、これはあくまでも協定賃金。果実組合が決められた協定賃金。ですから本来であれば、他町の方は、この分は掲載しておりません。この表には、ですけども果実部さんの方からのたつての要望で「付けておいて頂ければ助かる。」と云う風な事で、これを。じゃあ「参考と云う事で掲せさせていただきます。」と云う事で載せさせていただきます。</p> <p>ですから「この差は何だ。」と云う事になりますとですね、いわゆる説明としては、私共はこの労働賃金の方の表をですね、取り敢えずは標準額として載せさせていただきます。しかしお互い</p>
--	--	--

	<p>中村委員 議長</p> <p>土井委員 議長 土井委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長</p>	<p>の甲と乙で最終的には話をしてください。と云う風なところが落としどころとなっておりますので。参考欄もですね、この様に書いてありますけども、取り敢えず果実組合さんの希望価格を参考までに掲載しているんだと云う風な事で捉えて頂ければ良いんじゃないかと思います。</p> <p>そう云った事で宜しゅうございますか。はい、良いですか、このことについて。</p> <p>中村委員良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>果実関係の方は別に、水稻関係の方も良いですね。それでは意見も出尽くした様でございますので。</p> <p>すみません。</p> <p>えっ、ございますか。土井委員どうぞ。</p> <p>今、10月から消費税が8から10%になったのはご存じだと云う事で。上げられた項目が、結局ガソリン等はまあ分かる気もするけど。何か10%にはなっているんですね。バインダー紐だとか何とか。それだのにバインダーが上げてないし、何か、どうやって。上げられた根拠が見えないんですけど。まあ、10%になったから、ある程度一律的に上がるのは理論的に分かりますが。</p> <p>はい、参考までに。機械作業のはじき方ですけども。農協の営農センターの方は、まず8%の消費税を抜いたところの金額を確認した上で、10%の金額を出してみても、上昇率なり何なりと云うのを確認をされながら、今まで低かったと云うか、8%で無理やり抑え込んでいた金額でちょっとしんどそうなところだけは、ちゃんと10%に変わった時点で手当てをするって云う様な考え方で金額を変えて行かれた様な経過が見受けられました。</p> <p>土井委員、良いですかそれで。まあ、かなりその、そう云った事も勘案されていると思いますので。</p> <p>前の5%から8%になった時は、大方、一律上がった様な気もありましたので。はい、分かりました。</p> <p>はい、それでは最終確認を取ります。その他にございますか。はい、無いですね。それでは質疑は、これで終わります。採決を行います。議案第39号「令和2年農業労働賃金等標準額の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p>
--	---	--

5 その他	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>はい、全員でございます。よって。議案第 39 号「令和 2 年農業労働賃金等標準額の決定」については、原案のとおり決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>「1 月の定例総会について」を議題と致します。それでは 1 月の定例総会について説明をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 月定例総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 月 10 日 (金) 午後 3 時 00 分から</li> </ul> </li> <li>○ 農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> <li>12 月 19 日 (木) 午前 9 時～正午、第 3 会議室</li> <li>当番：山下昇 委員、山上真治 委員、徳岡正裕 推進委員</li> <li>1 月 16 日 (木) 午前 9 時～正午、第 3 会議室</li> <li>当番：土海政信 委員、山下和子 委員、河井勝重 推進委員</li> </ul> </li> <li>○ 2019 年 農地賃借料情報について <ul style="list-style-type: none"> <li>配布の資料</li> </ul> </li> <li>○ 「人・農地プラン」実質化に向けたアンケートの実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興課 武部主事から説明</li> </ul> </li> <li>○ 松崎駅南梨団地造成の現地視察について <ul style="list-style-type: none"> <li>(本総会終了後に実施する現地視察の連絡)</li> </ul> </li> </ul>
6 閉会	議長	<p>皆さんご起立ください。そう致しますと、以上を持ちまして、令和元年度第 9 回定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。</p> <p>(閉会 午後 4 時 30 分)</p>